

## 7 特殊勤務手当支給状況の調査

### 全国高等学校農場教会

#### 1. 目的

農業は自然と共存し、生物生産を主体として営む産業であるので、特殊性の高い職務である。農場協会では、このような職務であることに対して、産業教育振興法に基づいた特別勤務手当の支給を要望している。

今回の調査は、農業教育に関する作業において支給される特別勤務手当の支給状況を調査することにより、農業教育の特殊性を明らかにし、農業科教職員の待遇改善を促進するため国への要望に活用できる資料とするためのものである。

#### 2. 対象

農業関係学科を設置している高等学校

回答数 47 都道府県

#### 3. アンケート結果

前回までの調査で、宿日直手当や危険作業に関する手当など、多くの手当てがあることが分かった。

##### (1) 主な手当の名称

###### ①農場管理、飼育、宿日直・夜間作業等

農場管理宿日直、夜間管理手当、夜間農業実習指導関係、農業水産管理手当、農場・家畜舎等の管理、飼養管理手当、家畜出産・分娩手当、苗販売行事（休日）地域行事参加引率（学科、農業部）、非常災害(防災・復旧)・暴風雨時手当

###### ②農業実習に関する手当

産業教育等実習手当、農業(水産)実習指導手当、農業・製氷等実習、醸造実習

###### ③作業の特殊性に関する手当

危険業務手当、大型農業機械等作業手当・特殊自動車運転手当、温室内作業手当  
特別勤務手当・日額特別勤務手当、有害物取扱作業等従事

特殊薬品散布指導と職員の特殊勤務手当、有害薬物等取扱手当

毒劇物の農薬散布作業、有害農薬による害虫等防除作業手当、危険物取扱手当

###### ④その他

教育業務連絡指導手当、主任手当、部活動手当、野菜クラブ

修学旅行等引率指導業務

##### (2) 支給額・条件

①宿日直（半日）2,100円～3,000円、（1日）2,800円～5,400円

\* 宿泊を伴うもの 4,200円（生徒引率なし）～8,800円（生徒引率あり）

## ②農場管理・動物管理等

- ・農場日直手当（1日） 3,400円～5,100円（5時間未満や4時間は半額）
- ・農場管理謝金（勤務時間外4時間） 750円
- ・家畜分娩・出産介助 3,400円～5,900円、時給900円（6時間まで）
- ・畜産糞尿等取扱手当（2時間以上） 160円
- ・温室作業（2時間以上） 230円～300円
- ・大型機械作業（1回） 230円
- ・特殊現場作業手当（建設機械等を用いた作業） 260円（技能労務職員のみ）

## ③危険薬物・農薬に関する手当

- ・有害物取扱手当（1回） 230円～290円
- ・農薬散布手当（1回） 230円
- ・病虫害防除手当（1日） 400円

## ④農業クラブ・部活動・その他生徒引率

- ・農業クラブ引率（1日） 3,000円
- ・プロジェクト学習研究指導（8時間） 4,250円
- ・部活動・補習（1日） 3,700円

## （3）意見・補足

- ・行政職への支給なので、教育職には支給されないので支給すべき
- ・各都道府県で基準を統一し、条例化するべき。また、休日勤務など行政職と同等の手当とするべき。産業教育実習手当については、実績に応じて支給されることが望ましい。
- ・動物の飼育、管理作業については、危険を伴う作業も多く、危険手当を支給して欲しい。
- ・勤務時間外の家畜出産に従事した手当が必要、特に深夜の出産。特殊勤務手当の金額が低すぎる。
- ・農薬散布は人体にも悪影響があり、あまりにも安すぎる。支給額の増額を要望したい。
- ・演習林での林業実習は、伐倒、集材など大変な危険が伴う。また、製材用機械の多くも、操作に危険が伴う。このような林業関係の実習には、危険手当が必要ではないか。
- ・生産科目によっては、生徒の学習活動での栽培管理が困難なものがあり、職員のみが休日出勤で対応している。これらの作業への手当支給はなく、事務担当者からは「勤務振替」で対応するように言われているが、他日への切り替えができず、ボランティアで実施しているのが現状である。
- ・特殊勤務手当は部活動に関するものしかなく、時間外・休日に必要になった栽培管理等は特殊勤務手当の規定外であるため無償で行うほかない状況にある。
- ・週休日、休日等の部活動指導は支給対象であるが、技能検定等の指導は対象外で振休対応である。支給対象にならないものか。

#### 4. 考察

今回の調査でも、「手当について周知されていない」「どんな手当があるのか分からない」といった意見がある一方、各学校で、手当について調査が進んでいて、手当の増額希望や支給条件の改善を求める意見も上がっている。また、休日勤務については、手当ではなく、勤務の振替で対応することを求められるが、多忙なので振り返る日がないという意見もあった。生徒の指導に関する手当では、部活動指導として支給されている現状があり、部活動やクラブ引率などで、手当が出るように調整している県もあった。

#### 5. まとめ

大変忙しい中、皆さまのご協力でアンケートを実施することができ、心から感謝申し上げます。今年度は、全ての都道府県から回答を頂き、さらに、学校ごとの情報も集めることができました。

アンケートにより、農業に関する特殊業務手当の現状と都道府県や学校間の相違を明らかにすることができました。農業という産業に関する労働面からの視点で見ることで、日頃の業務内容を振り返る機会になったと思います。

その中で、諸手当に関しては、業務内容を記録し、実情を明確にすることで、改善するように都道府県への働きかけが必要であると考えます。日頃の作業を労働安全面にとらえることは、GAPの理念にも明記されている事柄であり、安心安全な教育に必要なことです。施設の改善と併せて、農場で働く職員全体の処遇改善の運動として取り組んでいく必要があります。

これからも、特殊勤務手当に関する調査を続けることで、農業教育の負担の大きさを訴え、待遇改善への糸口として、運動を進めていきましょう。